

環境技術実証モデル事業（小規模事業場向け有機性排水処理技術分野） における実証対象技術の募集について

1 趣旨

環境技術実証モデル事業の小規模事業場向け有機性排水処理技術分野について、平成15年度の実証対象技術を募集する。

2 募集の概要

本県が環境保全技術の実証機関として、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野における技術的な効果等を客観的に実証する。

(1) 対象技術

ア 処理対象排水

厨房・食堂、食品工場等の小規模事業場（日排水量 50 立方メートル未満を想定）からの有機性排水

イ 対象技術

- ・開発中の技術ではなく、実用化され市販が可能なもの
- ・工場生産型の施設で設置が容易なもの
- ・小型かつ低コストでメンテナンスが容易なもの
- ・既設の事業場、処理施設への後付け可能なもの
- ・生物学的処理、物理化学的処理、又はそれらを組合せたもの（ハイブリッド法）
- ・特定の汚濁物質のみを対象とした技術も含む。

(2) 受付期間

平成15年10月8日(水)から10月21日(火)まで

(3) 申請等

ア 申請書類の入手先

広島県保健環境センター - 環境技術部（TEL 082-255-7131 内線 423,424）

広島県環境ホームページ（<http://www.pref.hiroshima.jp/eco/a/jissyuu/index.htm>）

イ 問合せ及び申請書提出先

広島県保健環境センター - 環境技術部

3 環境技術実証モデル事業について

(1) 事業の概要

既に適用可能な段階にある先進的な環境保全技術でも、客観的な評価がないことにより普及の進んでいない状況がみられる。

このため、環境省では、このような環境保全技術について、環境保全効果等を客観的に実証することにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的としたモデル事業を、新たに今年度から実施している。

本県(保健環境センター)は、実証機関として環境省から選定され、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野について、技術実証を実施する。

(2) 今後の予定

月 日	内 容
10月下旬	環境省の承認を得て、実証対象技術を選定
11 月	環境省の実証試験要領に基づき、実証試験計画を策定
12月～2月	実証試験計画に基づき、実証試験を実施
3 月	実証試験結果報告書を作成 環境省ホームページや本県の環境ホームページ等での報告書を公表